平成２４年（フ）第１１１５８号
東京都葛飾区堀切７丁目20―10
債務者　志村　宣昭
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１５９号
東京都足立区鹿浜７丁目24―14
債務者　加藤　雄二
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１６０号
東京都世田谷区北烏山５丁目６―12　ハーツロケーション１Ｅ
債務者　小林　祐介
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１７０号
東京都練馬区春日町３丁目17―30―207
債務者　水原明美こと　朴　　明美
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１７５号
東京都町田市図師町570―109―101
債務者　大亀　千尋
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１７８号
埼玉県さいたま市南区内谷２－４―16―308、住民票上の住所埼玉県富士見市関沢２丁目１―17―201
債務者　三浦昭三郎
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１７９号
東京都豊島区巣鴨４丁目22―５―905
債務者　仲本　美恵
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１８０号
東京都台東区台東４丁目23―６―302
債務者　権代健太郎
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１８５号
埼玉県さいたま市桜区町谷１丁目14―31―205
債務者　對馬　誠吾
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１８７号
東京都世田谷区弦巻２丁目32―２―301
債務者　吉田裕美子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１９０号
東京都中野区中野５丁目44―14―403
債務者　菊地　　駿
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１９２号
東京都杉並区下井草５丁目23―２―203
債務者　阿部江利子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１９３号
東京都墨田区菊川３丁目１－１―201
債務者　後藤　亜矢
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２０２号
東京都町田市図師町615―６―101
債務者　辻　　裕次
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２０３号
東京都町田市図師町615―６―101
債務者　辻　ゆかり
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２０９号
東京都八王子市小宮町932―Ｂ―202
債務者　山本　誠治
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部